

玉野市ZEH補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の省エネルギー化による脱炭素社会への移行を推進し、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とし、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）を本市に設置しようとする者に対し、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において住宅とは、戸建の専用住宅又は併用住宅の用に供する個人の家屋等で、マンション又はアパート等の集合住宅、保養所及び寄宿舎等を除くものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、個人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第10条に規定する実績報告時において市に住所を有する者
- (2) 補助金の交付申請をしようとする住宅について、国、県又は本市から補助金等又は公共事業に伴う移転補償等を受けていない又は受ける予定がない者
- (3) 暴力団員等（玉野市暴力団排除条例（平成24年玉野市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を持つ者でない者
- (4) 玉野市税の滞納がない者
- (5) 第13条各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (6) 第18条に規定する調査等に適切に応じることができる者

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 玉野市内に新築する住宅又は新たに購入する建売住宅であること。
- (2) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準以上であること。
- (3) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- (4) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を導入すること。なお、売電を行う場合は、余剰買取方式によることとする。
- (5) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
- (6) BELS（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年3月11日国土交通省告示第489号））に基づく建築物省エネルギー制度において、ZEHの評価及び認証を受けた住宅であること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、国実施要領別紙2の2（2）エ（ツ）に定める要件を具備すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象住宅1件につき65万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の交付申請書に必要書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

2 交付申請の受付は、先着順に行うものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、所定の交付決定通知書又は不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 申請者は、前条の交付決定通知書を受けた後に、補助対象住宅の購入等に係る契約及び工事に着手しなければならない。

(変更等申請)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付を受けた内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、所定の変更等承認申請書に必要書類を添えて、これらを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等の内容を承認するときは、所定の変更等承認通知書により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の12月28日(土日祝日の場合は直前の開庁日)のいずれか早い期日までに、所定の実績報告書及び請求書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、所定の確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の確定通知を受けた交付決定者に、当該確定通知日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(取得財産等の管理義務)

第15条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分等の制限)

第16条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、当該補助対象住宅を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ所定の財産処分等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、災害その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象住宅を財産処分等する場合は、事後においてその承認を受けることができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認するときは、所定の財産処分等承認通知書により当該交付決定者に通知するものとする。この場合において、承認に関する基準は、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日環境会発第080515002号）の規定に準じるものとする。

(関係書類の整備保管等)

第17条 交付決定者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を、補助対象住宅の法定耐用年数を経過するまで整備保管しておかなければならない。

2 前項の規定により整備保管すべき帳簿及び証拠書類等のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(調査等)

第18条 市長は、補助金の交付について必要と認める場合は、申請者等に対して報告を求め、現地調査等を行うことができる。

2 市長は、必要があると認める場合は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査又は指示することができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。